

平成25年三条市議会第4回定例会提出議案概要

議第 1 号 三条市職員の給与に関する条例の一部改正について

公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員で再任用を希望する者を再任用職員として登用することから、その適切な登用を目的として、再任用職員の職務を整理するとともに、その職務に見合った給料月額を定めるため、必要な改正を行うもの。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関する事項を定めるため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成26年4月1日等

議第 2 号 三条市営住宅条例の一部改正について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者を同法の規定による保護等の対象者とすること及び同法の法律名が改められたことから、市営住宅の優先入居基準の規定について、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成26年1月3日

議第 3 号 三条市勤労者福祉共済条例の一部改正について

三条市勤労者福祉共済制度の安定した運営及び子育て世代に対する更なる福祉の増進を図るため、加入資格及び給付内容について、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成26年4月1日

議第 4 号 三条市都市公園条例の一部改正について

地域の観光資源に関する情報を提供することにより、地域間交流の促進を図るとともに、水害の疑似体験等を通じた学習の場を提供することにより、水害に対する防災意識の啓発を図るため、三条市かわまち交流拠点施設を都市公園として設置することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 規則で定める日

議第 5 号 三条市立大崎児童館の指定管理者の指定について

三条市立大崎児童館の指定管理者として、社会福祉法人報徳福祉会を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 6 号 三条市立松ノ木児童館の指定管理者の指定について

三条市立松ノ木児童館の指定管理者として、社会福祉法人報徳福祉会を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 7 号 三条市槻の森斎苑の指定管理者の指定について

三条市槻の森斎苑の指定管理者として、マルソー株式会社を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 8 号 三条鍛冶道場の指定管理者の指定について

三条鍛冶道場の指定管理者として、越後三条鍛冶集団を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 9 号 三条市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

三条市勤労青少年ホームの指定管理者として、一般社団法人新潟県労働者福祉協議会を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 10 号 三条市農業体験交流センターの指定管理者の指定について

三条市農業体験交流センターの指定管理者として、サンファーム運営グループを指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 11 号 保内公園の指定管理者の指定について

保内公園の指定管理者として、保内緑の里管理組合を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 12 号 三条市リージョンセンターの指定管理者の指定について

三条市リージョンセンターの指定管理者として、小柳建設株式会社を指定するもの。

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議第 13 号 字の変更について

県営農地環境整備事業の施行に伴い、当市の区域内の字名を変更するもの。

施行期日 土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告があつた日の翌日

議第 14 号 平成 25 年度三条市一般会計補正予算

補正額 29,553 千円

補正後の額 46,519,787 千円

議第 15 号 平成 25 年度三条市一般会計補正予算

補正額 437,735 千円

補正後の額 46,957,522 千円

議第 16 号 平成 25 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正額 0 千円

補正後の額 10,779,744 千円

(歳入予算の款項の金額の補正)

議第 17 号 平成 25 年度三条市農業集落排水事業特別会計補正予算

補正額 2,812 千円

補正後の額 666,112 千円

議第 18 号 平成 25 年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算

補正額 870 千円

補正後の額 2,917,670 千円

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員外山迪子、原田幸雄、西山厚子及び原泰雄は、平成 26 年 3 月 31 日をもって任期満了するため、その後任委員候補者として、次の者を推薦するもの。

人権擁護委員候補者	外山迪子
〃	原田幸雄
〃	西山厚子
〃	原泰雄

委員の任期 3 年

- ◎ 法令に基づく報告事項
 - 議会の委任による専決処分の報告

平成25年度12月補正予算の概要

1 概要

12月の補正予算は、第二中学校区小中一体校体育館改築事業について施工単価の上昇や消費税増税などに係る事業費の増額を行うほか、農業水利施設の施設整備計画の策定や、森町小学校と荒沢小学校の統合に要する経費、職員の人事異動や退職等に伴う人件費の調整などに係る経費について、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算（議第14号）

（1）予算規模

補正前の額：46,490,234千円	補正額：29,553千円	計：46,519,787千円
--------------------	--------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	53	教育費	29,553
市債	29,500		
計	29,553	計	29,553

（2）補正予算の事業

① 第二中学校区小中一体校体育館改築事業費（教育総務課） 29,553千円

【事業内容】

資材費の高騰に伴う施工単価の上昇や消費税増税などの入札不調による影響及び解体工事に係る事業費の増加に対する予算措置を行う。

【補正の内訳】

工事監理委託料 129千円
工事請負費 29,424千円

（3）継続費の補正

第二中学校区小中一体校体育館改築事業について、施工単価の上昇や消費税増税などに係る事業費の増額を行う。

・変更 1件 年割額 平成25年度 8,391千円 → 37,944千円
平成26年度 284,908千円 → 347,937千円

(4) 地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする所要額について地方債を措置する。

・変更 1件 6,000千円 → 35,500千円

3 一般会計補正予算（議第15号）

(1) 予算規模

補正前の額：46,519,787千円	補正額：437,735千円	計：46,957,522千円
--------------------	---------------	----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	368,159	議会費	△4,270
国庫支出金	6,434	総務費	273,160
県支出金	36,873	民生費	819
寄附金	2,354	衛生費	30,088
繰入金	415	労働費	2,222
市債	23,500	農林水産業費	31,581
		商工費	△2,703
		土木費	26,648
		消防費	11,470
		教育費	57,607
		災害復旧費	11,113
計	437,735	計	437,735

(2) 補正予算の主な事業

① 職員人件費（行政課） 265,435千円

【事業内容】

人事異動、勸奨退職等に伴う職員人件費の調整を行う。

定年退職 46人
勸奨退職 9人
普通退職 6人
特別職等 2人
計 63人

【補正の内訳】

退職手当 285,298千円
人事異動等に伴う調整 △19,863千円

② 土地改良事業費（農林課） 24,000 千円

【事業内容】

農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るため、大平地内のため池について、施設整備計画を策定する。

【補正の内訳】

ため池等整備計画作成委託料 24,000 千円

③ 小学校施設整備費（教育総務課） 9,400 千円

【事業内容】

森町小学校と荒沢小学校の統合に伴う施設改修等に要する経費について措置する。

【補正の内訳】

運搬料 1,500 千円

工事請負費 7,200 千円

校用器具費 700 千円

④ 学校給食調理場整備費（教育総務課） 27,000 千円

【事業内容】

井栗学校給食共同調理場の食器・トレー洗浄機等について、老朽化に伴う入替えを行う。

【補正の内訳】

庁用器具費 27,000 千円

（3）繰越明許費

観光施設等整備事業に係る吉ヶ平周辺整備工事について繰越明許費を設定する。

・ 1 件 22,800 千円

（4）地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする所要額について地方債を措置する。

・ 追加 1 件 19,500 千円

・ 変更 1 件 6,600 千円 → 10,600 千円

4 特別会計補正予算

（1）国民健康保険事業特別会計

保険基盤安定及び財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入額が確定したことに伴う財源更正を行う。

○歳入 ・ 一般被保険者国民健康保険税 △39,998 千円

・ 一般会計繰入金 39,998 千円

(2) 農業集落排水事業特別会計

補正前の額 : 663,300 千円	補正額 : 2,812 千円	計 : 666,112 千円
--------------------	----------------	----------------

【事業内容】

電気料金の値上げに伴い不足する電気使用料について措置する。

【補正の内訳】

○本成寺南部地区農業集落排水施設費（上下水道課）	970 千円
○福多地区農業集落排水施設費（ 〃 ）	384 千円
○帯織地区農業集落排水施設費（ 〃 ）	390 千円 ほか

(3) 公共下水道事業特別会計

補正前の額 : 2,916,800 千円	補正額 : 870 千円	計 : 2,917,670 千円
----------------------	--------------	------------------

【事業内容】

電気料金の値上げに伴い不足する電気使用料について措置する。

【補正の内訳】

○特定環境保全公共下水道管渠維持費（上下水道課）	870 千円
--------------------------	--------